

「後見制度支援預金」の取扱いについてのお知らせ

中ノ郷信用組合

中ノ郷信用組合では平成30年6月1日より「後見制度支援預金」の取り扱いを開始いたしました。「後見制度支援預金」の商品概要は下記の通りです。

1、商品名

「後見制度支援預金」

2、ご利用いただけるお客様

東京家庭裁判所にて後見開始審判を受ける方、又は受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

3、適用利率

店頭表示の普通預金金利+0.01%

4、預入及び払戻方法

東京家庭裁判所の発行する「指示書」に基づきお取り扱いいたします

5、取扱開始日

平成30年6月1日

6、取扱店舗

全17店舗

7、利息支払方法

毎年3月と9月の当組合所定の日にお支払いいたします

8、特約事項

- ①この預金は、原則として振込・振替による預金の受入れや口座振替による支払請求を受けることはできません。但し身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払いが、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定する場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。
- ②給与・年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。
- ③マル優はご利用いただけません。
- ④インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません。
- ⑤キャッシュカードはご利用いただけません。

※その他詳細につきましては営業店窓口または営業推進部（電話 03-3622-7138）へお問い合わせ下さい。

以 上